

【保護者のみなさまへ】

※このリーフレットは、さまざまな人権問題について考えていただくために、毎年異なったテーマで作成しています。

部落差別ってなに？



2016(平成28)年12月、部落差別解消推進法が施行されました。
この法律はその冒頭で、

(目的)

第一条 この法律は、^①現在もなお部落差別が存在するとともに、^②情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、…

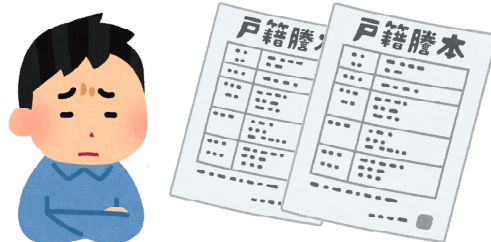
①現在も部落差別（同和問題）が残っている。

②インターネットや SNS の普及によって、部落差別が新たな形で行われるようになった。 と言っています。

しかし、部落差別と言われてもよくわからないという方もおられます。そこで、よく聞こえてくる疑問に答えながら部落差別について考えてみましょう。

Q1. 今でも部落差別はあるのですか？

- ① 2011 年、東京都内の総合法律事務所が、全国の調査会社などの依頼を受けて 2 万件にもおよぶ戸籍謄本等を不正に取得する事件がおこりました。



もっとくわしく

この事件では、取得された戸籍謄本は結婚などの際に相手が被差別部落の出身かどうかなどを調べる目的で使われました。知らない間に自分のことが調べられているなんていい気持ちはしませんね。筑後地方でも多くの被害があったことが分かっています。八女市では戸籍謄本や住民票が不正に取得された場合に本人にその事実を知らせる本人通知制度を設けています。

- ② 2016 年、全国の被差別部落の所在地などのリストが載ったデータがインターネット上で公開されるという事件が occurred。

もっとくわしく



2021 年、裁判の結果、情報開示の禁止と損害賠償が認められました。
2025年には削除申出への対応や削除基準の策定・公表を義務付ける **情報流通プラットフォーム対処法** が施行されました。
しかし、今なお SNS 上で差別的な動画の配信が繰り返されています。

Q2. なぜ結婚や就職のときに身元調査をしてはいけないのですか？相手のことをよく知りたいと思うのは当然のことだと思います。

- 結婚や就職の際に身元調査を行い、本人にはどうすることもできない「生まれ」や「障がいの有無」などを調べることは、被差別部落の出身者や障がい者などが、不当に差別され、重大な人権侵害を受けることにつながります。

もっとくわしく



本来、結婚は、本人同士の合意のみで成立し(日本国憲法第 24 条)、就職は、本人の資質や能力により採用するかどうか判断されるべきものです。

また、公共性や社会性のある情報を明らかにする場合のみ「知る権利」があります。ですから、身元調査は「知る権利」にはあたりません。さらに、「学歴」や「思想・信条」など、本人が決められることであっても、本人の知らないところで調べることはプライバシーの侵害にあたります。

最近では、履歴書などの氏名や誕生日、住んでいる地域などから就活生の SNS の裏アカウントを特定し本音や思想・信条を調査する企業が増えています。

Q3. 今はもう差別とか聞かないので、そっとしておけば自然となくなるのではないですか？

- 誰もが自分らしく生きられる差別のない社会はすべての人の願いです。
しかし、中には本人にはどうすることもできない「生まれ」をあばこうとする人、それを知ろうとする人がいます。



もっとくわしく

1871(明治4)年、それまで身分制度によって差別されていた身分をなくすという「解放令」が明治政府によって出されました。しかし、150年以上経た現在もインターネット上に被差別部落に関する差別的な情報や偏見が書き込まれるなど、差別はなくなっていない。

被差別部落や部落問題について正しく知り、まちがった意見に流されない“差別をしない人”になりましょう。

Q4. 部落の人は「こわい」と聞きます。差別されるのは部落の人にも原因があるのではないですか？

- 言葉や行動が荒い人は、その人が部落の人であるかどうかに関係なくいます。「部落の人は…」とひとくくりで見ることは偏見であり、差別を生んでしまうことになります。



もっとくわしく

部落は「こわい」と思いこんでいる人は、部落の人が何か事件を起こすと、「やっぱり」と考えます(これは外国人問題にも共通します)。

そして「だから部落は」とか「やっぱり同和の人は」などと、関係のない人まで全部悪者にされてしまいます。

こうした情報は、インターネット上に多く見られます。安易に情報をうのみにせず、元々の情報が正しいかどうかを見きわめる力が必要です。

Q5. 部落の人は特別な待遇を受けていると聞きます。それは逆差別ではありませんか？

- 1969年、部落差別をなくすことを目的とした同和対策事業特別措置法がつくられ、環境整備や雇用、教育などに関する事業が進められました。しかし、国民に対する十分な説明がなかったため、「ねたみ」を生む原因になりました。



※同和対策事業特別措置法はすでに終了しています。

もっとくわしく

山間地では、イノシシやシカによる農作物への食害があります。それを防止するために電気柵などを設置する農家に対して、国の補助金制度があります。

しかし、だれも「農家はいいなあ」「農家だけずるい」とは言いません。

では、なぜ「部落だけずるい」となるのでしょうか。私たちには「自分より哀れだ」、「かわいそうだ」と思っていた人が自分と同じになったと思うと、自分の方が逆に差別されていると思うってしまう感情があります。

インターネット上でも誤った情報を元に、「ねたみ」意識をあおるような書き込みが多く見られます。正しい情報にもとづいた公平で正しい判断が必要です。

◇ 八女市の学校では部落差別に関連する学習をこのように行っています。

・小学校 6 年生の社会科歴史学習では、室町時代から現代までの差別の問題を「差別はする側の問題」という視点で学習します。

・中学校では社会科歴史分野、公民分野でさらにくわしく学習します。

2016年に施行された「部落差別解消推進法」も資料として載せられています。



私たちは、持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

[発行]八女市教育委員会 人権・同和教育課

電話 0943-23-2074 (FAX)0943-24-4331